（合併又は分割の認可の申請）

第十二条の十一の十三　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　（略）

二　合併の当事者の一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人が法第十五条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類

イ～ハ　（略）

ニ　役員の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。ホ及びヘにおいて同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

ホ　発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

ヘ　令第六条の十に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

ト　（略）

三　（略）

3　（相続の届出）

第十二条の十二　（略）

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　（略）

二　住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号イに係るものに限る。第六号及び第七号において同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

三～五　（略）

六　相続人が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

七　相続人に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

3　（略）

（準用）

第十二条の十二の七　第六条の六の規定は法第十五条の四の二の規定による再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物について、第六条の六の二の規定は法第十五条の四の二第二項の環境省令で定める書類について、第六条の六の三の規定は法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者について、第六条の七の規定は法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第六項の規定による変更の認定を受けようとする者について、第六条の七の二の規定は法第十

（合併又は分割の認可の申請）

第十二条の十一の十三　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　（略）

二　合併の当事者の一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人が法第十五条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類

イ～ハ　（略）

ニ　役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

ホ　発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

ヘ　令第六条の十に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

ト　（略）

三　（略）

3　（相続の届出）

第十二条の十二　（略）

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　（略）

二　住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

三～五　（略）

六　相続人が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明

七　相続人に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

3　（略）

（準用）

第十二条の十二の七　第六条の六の規定は法第十五条の四の二の規定による再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物について、第六条の六の二の規定は法第十五条の四の二第二項の環境省令で定める書類について、第六条の六の三の規定は法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者について、第六条の七の規定は法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第六項の規定による変更の認定を受けようとする者について、第六条の七の二の規定は法第十